

平成二十二年十一月十二日提出
質問第一五八号

平成二十二年十一月八日の衆議院予算委員会における菅総理のベトナムに係る答弁に関する質
問主意書

提出者 橘 慶一郎

平成二十二年十一月八日の衆議院予算委員会における菅総理のベトナムに係る答弁に関する質

問主意書

平成二十二年十一月八日の衆議院予算委員会の「補正予算案に対する質疑」において、菅総理は、棚橋泰文議員に対し、「私は、ASEMに行ったときに、バイの幾つかの会談をいたしましたけれども、特にベトナムについては、公表はいたしませんでしたけれども（中略）、当然ながら、南沙諸島の問題で、いろいろと、当事者であるベトナムとの間で、そうした島、尖閣諸島も含めて、幾つかの問題については話をしっかりといたしました。しかし、それについては表でどうこう言うことはお互い控えようということで、この場でも、いろいろな場でも申し上げてはおりません。しかし、そういうことがあって、ベトナムは、日本との関係をこの比較的短い間に急激に進めてくれまして、（後略）」と、大要、答弁されたところである。しかし、この答弁からは、ベトナムとの間で南沙諸島の問題を話し合ったことは、両国において公表しないこととされていたのでは、と思料される。ついては、以下五項目にわたり質問する。

- 一 菅総理は、ASEMに行ったときに、いつ、ベトナム首脳と会談されたのか、うかがう。
- 二 菅総理とベトナム首脳との会談において、南沙諸島の問題は話し合われたのか、確認する。

三 我が国とベトナムとの間では、「菅総理とベトナム首脳との会談において南沙諸島の問題が話し合われた」事実そのものを公表することを控えることとしたのではないか、確認する。

四 仮に三がその通りだとすると、菅総理の答弁は、日本とベトナムとの外交関係上、好ましくないものと思料するが、内閣の見解をうかがう。

五 一般論として、外交上公表されていない事実を答弁する場合には、相当の判断が求められるものと思うが、内閣の見解をうかがう。

右質問する。